

障害児入所施設の在り方に関する意見等

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

全国児童養護施設協議会の概要

1. 設立年

1950(昭和25)年11月7日

2. 活動目的及び主な活動内容

(1) 活動内容

児童養護事業の発展と向上をめざし、それをもって児童福祉を推進するために全国的な連絡調整を行うと同時に、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ、それを実行すること

(2) 主な活動内容(令和元年度事業計画)

- ①制度政策事業:制度政策課題への対応、権利擁護の推進
- ②総務事業:全国児童養護施設長研究協議会(全国大会)の開催、
広報活動の推進、季刊誌の発行、大規模災害に備えた対応
- ③調査研究事業:入所児童等の進路調査、就学・就労等に係る支援制度等の調査
- ④研修事業:人材育成の体系化、全国の施設職員を対象とした研修会の実施

3. 会員数等

児童養護施設605施設[2019(令和元)年6月1日現在]

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

- 標記4つの機能に関し、児童養護施設も同様の視点に立ち取り組んでいる。
 - ・子どもの状態像の違いにかかわらず、子どもが発達途上の存在であるとの認識に立ち、社会が発達支援を行うという視点に立つこと。
 - ・児童福祉(入所)施設として、地域や家庭における養育機能の低下、被虐待等による分離・保護後の養育課題などに対応するという視点に立つこと。
 - ・子ども一人ひとりの特性(障害の状況、支援開始時の違いなど)に応じた適切な移行過程として、養育・支援に取り組むことが重要であり、自立した地域生活への移行に向けて、連続的・継続的な支援を必要とするという視点に立つこと。
 - ・障害児における「一定目的をもった短期入所よりも、長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要」とする視点に立つこと。

- 児童養護施設では、障害のある児童、障害の疑いがある児童を多く受け入れており、できる限り小規模な養育環境で個別の養育に取り組んでいる。

- 障害のある児童の受入は増加傾向にあり、平成25年度調査では入所児童の28.5%である。【参考資料①】
また、障害者手帳はもっていないものの、児童相談所から障害の疑いがあると言われて
いる児童が入所している施設は78.3%にのぼる。【参考資料②】

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-1 障害児入所施設の4つの機能から、ヒアリング団体の所管する施設・事業所との関係等について】

○児童養護施設に入所する中学生のうち、16.2%(373名)は中学校の特別支援学級に、2.3%(53名)は特別支援学校の中学部に在籍している。【参考資料③】

中学校卒業後の進学先として、特別支援学校高等部が16.4%(371名)を占める。

○高等学校卒業後(18歳に達した後)の生活の場は、グループホームなど障害者支援施設が12.5%(226名)となっている。

また、16.5%(297名)となっている措置継続のなかにも、相当数の障害児が含まれていることが考えられる。【参考資料⑤】

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-2 障害児入所施設全般に関して課題と感ずることについて】

- 児童のニーズや抱える課題によって、児童養護施設や児童自立支援施設、障害児施設などが設置されているが、急増する児童虐待への対応から児童相談所では受入先の確保が優先され、措置先を決定する判断基準があいまいになるとともに、結果として各施設種別の役割分担が不明確になっている実態にある。
- 本来、個々の児童のニーズの視点に立ち、各施設種別のもつ強みと専門性を活かすような取り組みが望まれる。質・量ともに障害児入所施設を含む社会的養護の十分な受け皿を整えたうえで、子どものニーズに応じて児童養護施設と障害児入所施設間の移行も積極的に取り組まれるべきではないか。
- 障害児を含む多様なニーズをもつ子どもたちを、限られた人員配置によって家庭的環境で個別的養育を実施するには限界がある。こうした点からも、障害児入所施設を必要とする子どもたちのニーズに十分こたえうる体制の整備が重要である。
- 障害者施策においては、グループホームなどによる地域生活への移行が進められてきた。障害児入所施設についても、地域化、ケア単位の小規模化の取組が重要ではないか。

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【視点-3 障害児入所施設に期待することについて】

○児童養護施設における障害児の比率が高まるなか、児童養護施設の職員は与えられた制度的条件のもと障害児の支援にあたっているが、日々の養育で様々な困難を抱えている。特に、職員の支援や見守りを常に必要とすることや、周囲とのトラブル対応に関するものが多いほか、進学や就職の支援にあたっての困難も報告されている。【参考資料⑥】

○こうした課題に対応するため、保育所等訪問支援の活用などにより、障害児入所施設の専門職による障害児支援技術の共有化が期待される。

○また、進路支援や退所後の生活（グループホームなど）への円滑な移行などについて、障害児入所施設の経験やノウハウに学びたい。

○児童養護施設を始め社会的養護の子どもの受け皿は不足しており、特に障害のある子どもたちの生活の場として、障害児入所施設の拡充・機能強化が望まれる。

障害児入所施設の在り方に関する意見等

【その他】

○社会的養護施設におけるソーシャルワークの重要性に鑑み、家庭支援専門相談員の配置・拡充は、重要な課題となっている。障害児入所施設においても、社会的養護機能、地域支援機能等を発揮していくにあたり、家庭支援専門相談員の配置などによるソーシャルワーク体制の整備は重要である。

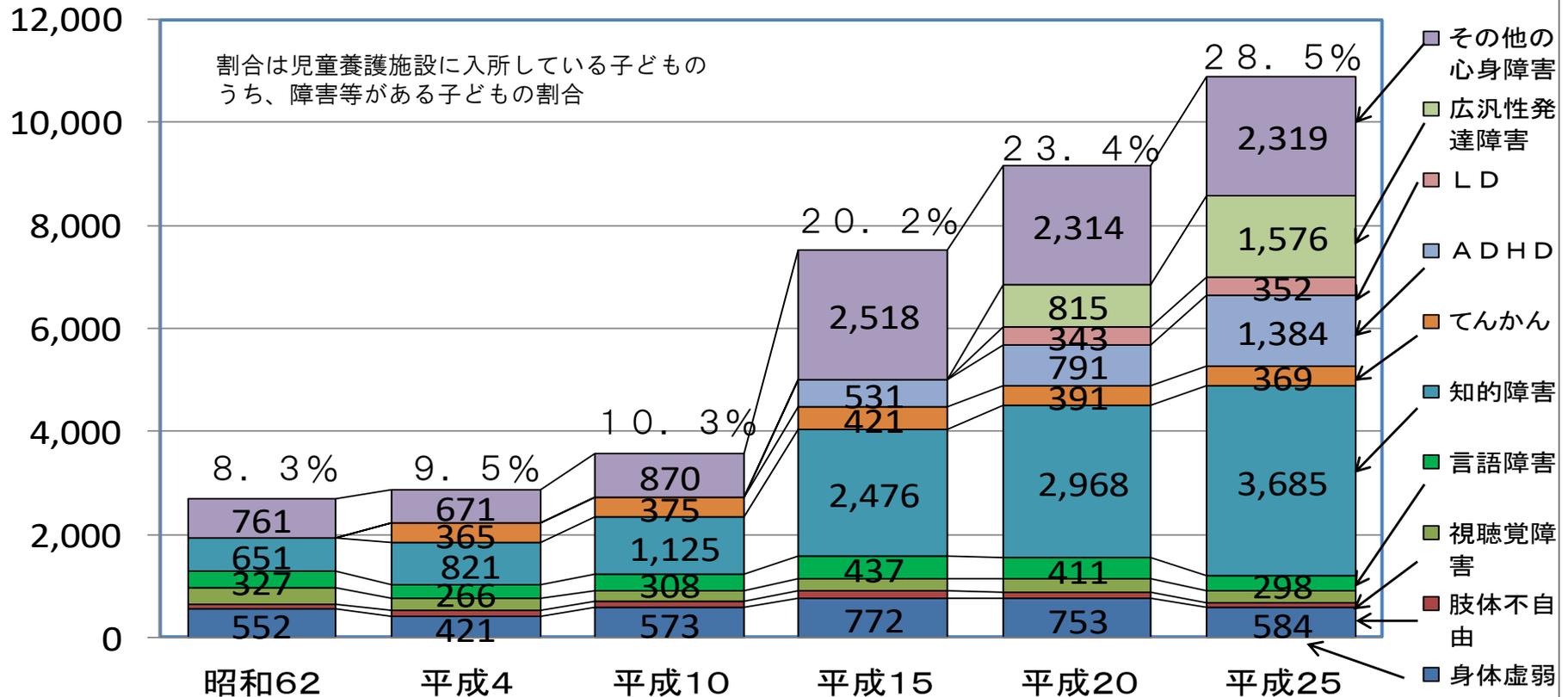
○中学生・高校生になってから社会的養護につながる児童も多く、自立までの時間が限られるなかで、退所後の受け皿確保は大きな課題となっている。特に障害のある児童については、障害者施策とも連携し、グループホームの円滑な利用などを推進していただきたい。

参考資料①

児童養護施設における障害等のある児童数

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別

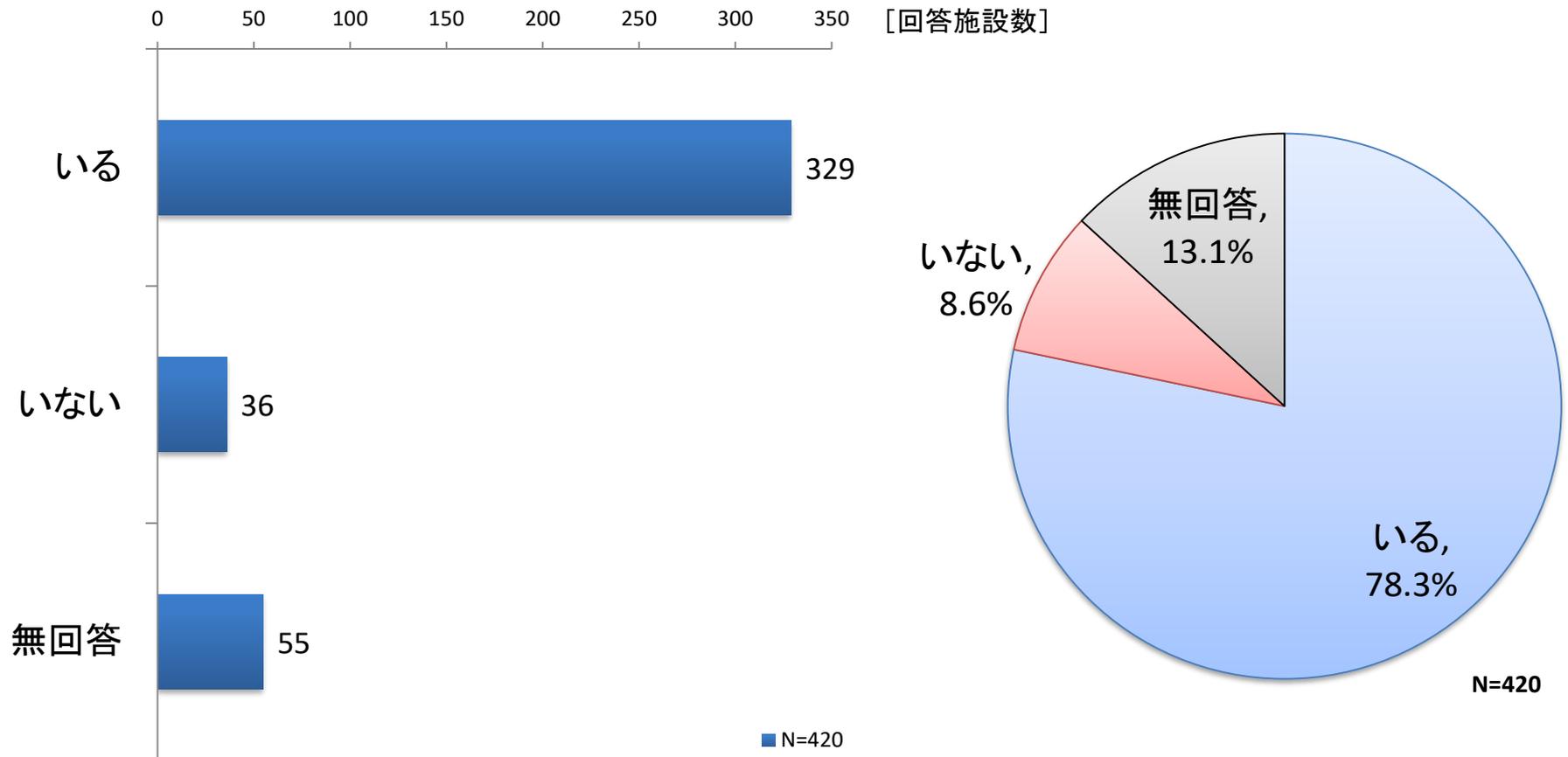


ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

児童養護施設入所児童等調査結果（厚生労働省）

参考資料②

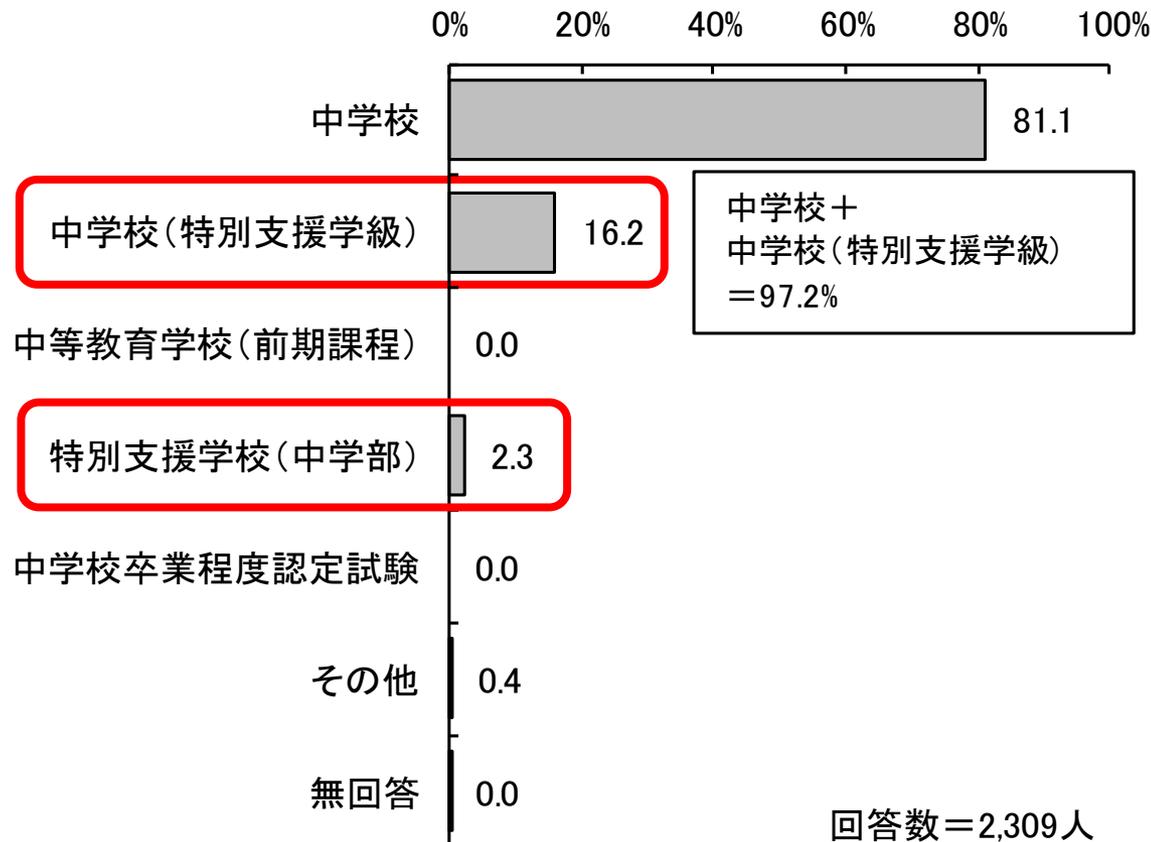
各施設における障害者手帳はないが児童相談所から障害の疑いがあると言われている児童の有無



参考資料③

児童の中学校卒業前に所属していた学校等

「中学校(特別支援学級)」が16.2%、「特別支援学校(中学部)」が2.3%を占める。

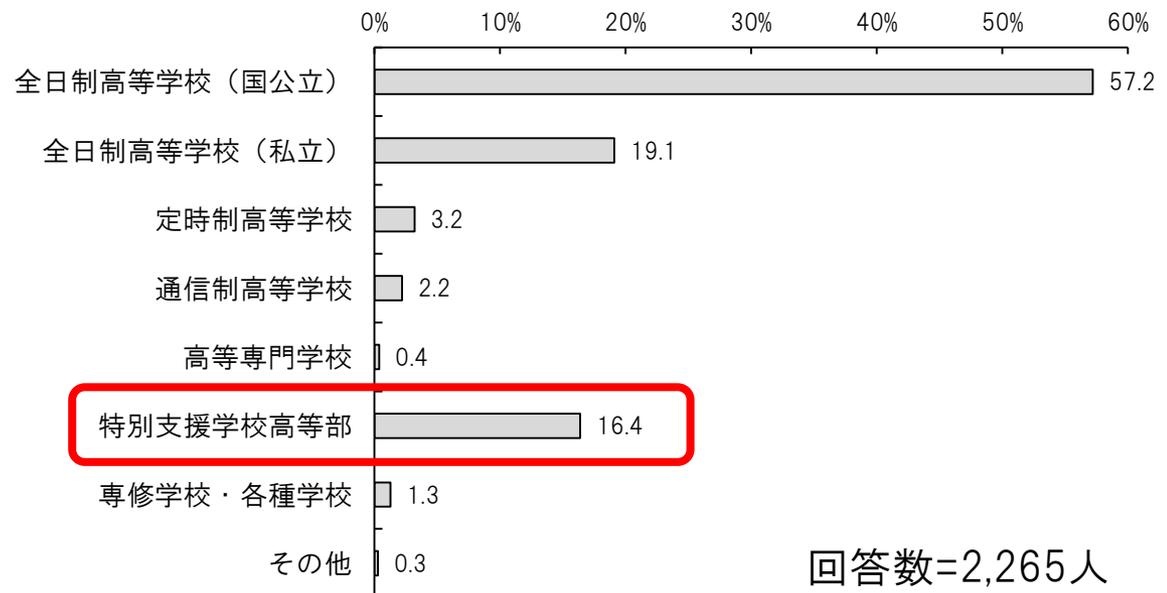


参考資料④

児童の中学校卒業後の進学先

進学者(2,265人)の進学先として「特別支援学校高等部」が16.4%を占める。

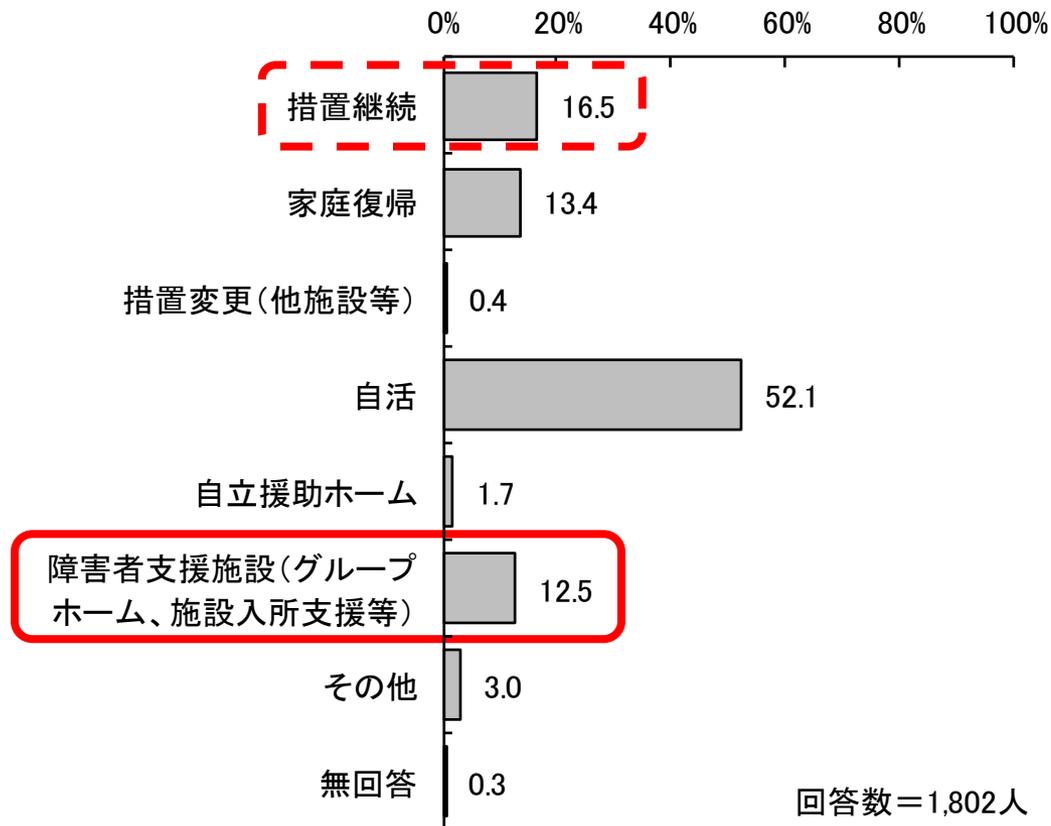
全日制高等学校(国公立)	1,295人 57.2%
全日制高等学校(私立)	432人 19.1%
定時制高等学校	73人 3.2%
通信制高等学校	49人 2.2%
高等専門学校	8人 0.4%
特別支援学校高等部	371人 16.4%
専修学校・各種学校	29人 1.3%
その他	8人 0.3%



参考資料⑤

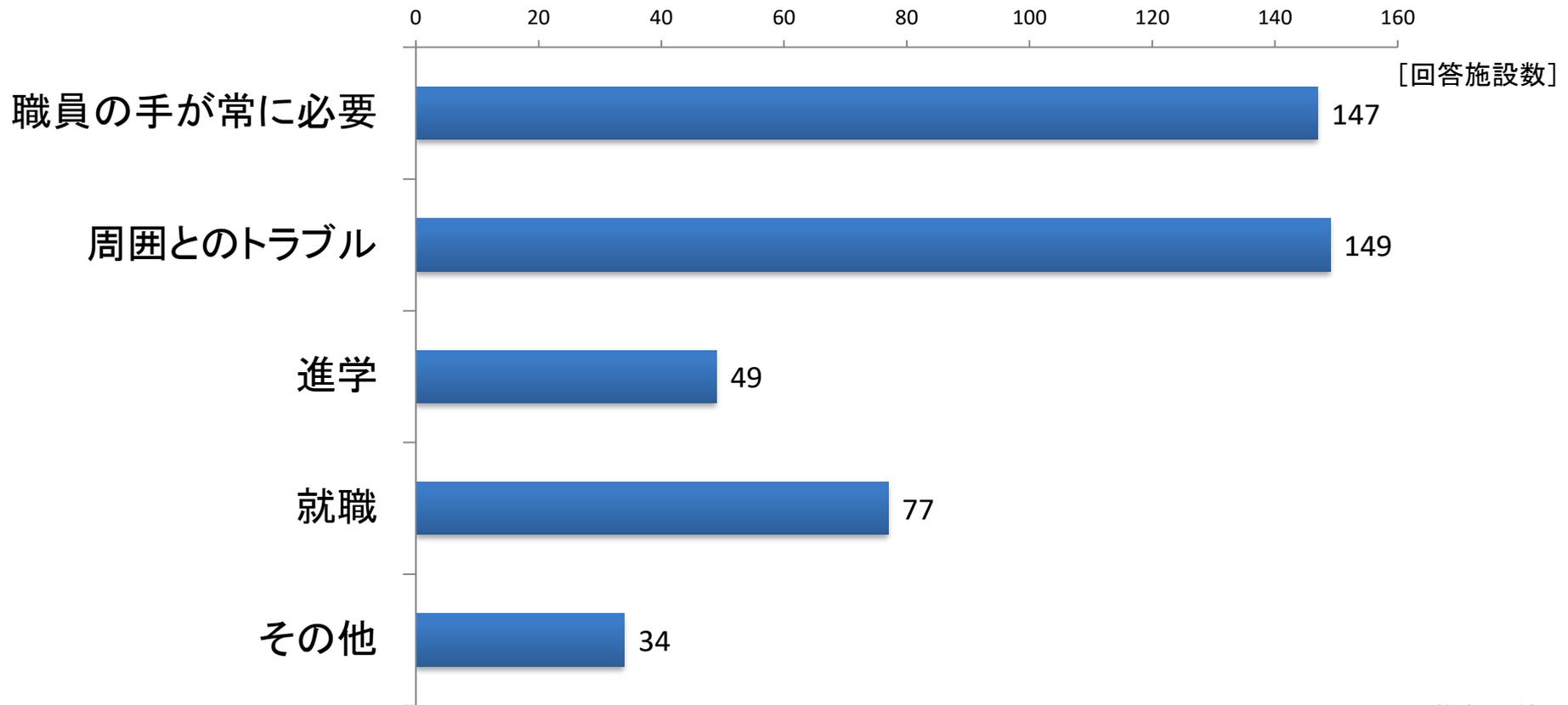
児童の高等学校等卒業後の措置等の状況

「障害者支援施設(グループホーム、施設入所支援等)」が12.5%を占める。



参考資料⑥

各施設における障害児支援で最も困っていること



N=420(複数回答)

参考資料⑦

子どものニーズの深刻さに応じた対応の分類(イギリス)

支援を必要とする子どもは、この数値以上に存在すると推察されている。

